くみあいニュース

No. 60

2012.3.21.　京都工芸繊維大学 職員組合発行　http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/

速報!!

あなたの給料はこんなに下がる!?

3 月 12 日付けで江島学長から当組合執行委員長にあてて、職員給与改定に関する協議が申し込まれた。

協議申し入れ項目は二つ。　一つは人事院勧告にかかる国家公務員給与の改定に準じた教職員給与の改定によるもの、もう一つは国家公務員の給与の臨時特例の定めによるものだ。後者については、他大学法人のいずれもがまだ成り行きを見守っており、具体的数値はあがっていない。現時点では大学法人に配分される運営交付金額が確定しておらず、その減額幅もわかっていない。なによりも、文部省もその対応には慎重という事案である。

京都工芸繊維大学法人の提示した減額案は下記のとおり。

支給減額率は

１）一般職 7 級以上、教育職 5 級　は一律マイナス 9.77%

２）一般職 3 級～6 級、教育職 3～4 級、医療職 3～4 級　は一律マイナス 7.77%

３）一般職 1～2 級、教育職 1～2 級、医療職 1～2 級　は一律マイナス 4.77%

これに加えて、管理職は管理職手当ての月額に減額率 10%を乗じた額を減額。期末手当と勤勉手当も減額率 9.77%を乗じた額を減額。そのほかにも基本給に連動する各種手当ても減額率 10%を常時多額が減額される。非常勤職員の給与も減額される。

具体的な減額幅は各人によって多少異なるが、法人当局が組合に対する説明用に準備した資料によると、これが実施されたときに被る影響の大きさがわかる。人事院勧告による減額とあいまって特例措置による減額が実施されたとすると、たとえばモデルケースの係員で 4.77%、係長で 7.88%、主査・課長でそれぞれ 8.12%、8.15%、看護師で 8.21%の減額。教授で 10%強、准教授で 8%、助教で 4.77%の減額になる。他の大学法人が動向を見守っている中、先駆けて人件費削減に積極的にとりくんだ本学は、どこよりも給与の低い大学となる可能性がある。この給与削減は、特例期間の 2 年間が対象だとされてはいるものの、一度下げたものがキチンと元に戻る保障はどこにもない。また法人に問いただしても、社会情勢によりどうなるかわからない・・と答えるばかりだ。

今回の教職員の給与削減について大学法人は、昨年の東日本大震災をうけての社会情勢を鑑みてやむ得ない措置だと説明する。その一方で、平成 23 年度第 3 回経営協議会議事要録に明記されているところによれば、昨年 11 月 22 日には、学長自ら議案書の説明を行ったうえで、同年 12 月期の役員期末手当について通常支給額の 10%

増額が承認されている。昨年 11 月の社会情勢は今と大きく変わらなかったのでは・・という思いは、けして的外れではないはずだ。

この案件については、22 日 12 時に開催される代議員会ではこの件についての議論が行われる予定だ。

（参考）

（一般職基本給表引き下げの例（月額））

職名	職務の級 号給	現行	改定後の 基本給額 （改定率）	減額後の 支給額 （率）	引下額計 （率）
課　長	6級55号給	410, 200	408, 500 ▲ 0. 41%	376, 759 ▲ 7. 77%	-33, 441 -8. 15%
主　査	4級62号給	370, 500	369, 100 ▲ 0. 38%	340, 420 ▲ 7. 77%	-30, 080 -8. 12%
係　長	3級62号給	329, 100	328, 700 ▲ 0. 12%	303, 160 ▲ 7. 77%	-25, 940 -7. 88%
係　員	2級21号給	222, 000	222, 000 0. 00	211, 410 ▲ 4. 77%	-10, 590 -4. 77%

※　全て職務の級・号給欄は、該当者の平均を記載している。以下、同じ。

（教育職基本給表引き下げの例（月額））

職名	職務の級 号給	現行	改定後の 基本給額 （改定率）	減額後の 支給額 （減額率）	引下額 （引下率）
教　授	5級52号給	523, 300	520, 800 ▲ 0. 48%	469, 917 ▲ 9. 77%	-53, 383 -10. 20%
准教授	4級57号給	435, 900	434, 800 ▲ 0. 25%	401, 016 ▲ 7. 77%	-34, 884 -8. 00%
助　教	2級65号給	335, 700	335, 700 0. 00	319, 687 ▲ 4. 77%	-16, 013 -4. 77%

（医療職基本給表引き下げの例（月額））

職名	職務の級 号給	現行	改定後の 基本給額 （改定率）	減額後の 支給額 （減額率）	引下額 （引下率）
看護師	3級106号給	360, 200	358, 500 ▲ 0. 47%	330, 644 ▲ 7. 77%	-29, 556 -8. 21%

※1　特例期間の減額率は、国家公務員の減額率を準用した場合で示す。（管理職手当、地域手当等を含めていない。また、若年・中堅層を対象にした昇給回復分を含めていない。）

※2　特例期間の基本給減額支給額は、基本給表の引き下げ改定後の額に減額支給率を乗じた額となる。